

市備 宮城野上河原団地内道路 都整 整備事業について

Q ①県企業庁の鉄管路の町道化はどのようになっているのか

A 平成22年2月10日 付けて締結した県企業庁との管理協定に係る覚書に基づき、本年8月末の完成を目的に工事の準備を進めているところである。
なお、9月定例議会では本路線の町道認定を予定している。

Q ②鉄管路と138号線へのジョイントの為に土地の買収状況はその後どのようにしているのか

A 県企業庁の鉄管路敷から国道138号線へ接続する、町道宮58号線道路の改良整備に伴う用地買収の状況と事業の進捗状況及び今後の見通しについてということであるが、町では本計画を、平成14年度の町道宮58号線道路改良整備事業から始め、地元の方も道路整備計画の説明会を開いて地権者の方にも理解頂き計画通りに全ての用地

買収が既に完了している。

Q ③138号線との接続はこの先どうなるのか

A 平成17年度より道路改良整備工事に着手し、鉄管路敷までの延長44mの道路整備をした時点で、一部住民の方より工事計画に対して、ご理解が頂けず、国道138号線への接続工事は現在休止している。今後の本事業については、事業への理解が頂けるよう地域住民の方の協力を頂きながら粘り強く交渉していきたい。



鉄管路敷

環境 ごみ行政について

Q ・容器包装プラスチックの回収状況は

A 町では集積場所の状況把握のため、容器包装プラスチックの収集日に集積場所の巡視を毎月1回から2回行っている。状況としては町民の方々の協力のもと、多くの容器包装プラスチックが排出されており、収集量については4月が400kg、5月が300kgとなり増加傾向を示している。

Q ・容器包装プラスチックの回収回数について週1回にすることに

A 本年度は排出状況、町民の方々の声等について良く調査・検証をさせていただき燃せるごみの回収回数を週3回から2回への変更と併せて、容器包装プラスチックの回収回数の変更についてもしっかりと検討していきたい。

Q ・ごみ回収の委託状況について

A 「燃せるごみ」については、本年度から町内を3区域に分け、そのうち2区域を随意契約にて2社と委託契約を締結し残りの区域である仙石原地域の一部と宮城野地域の一部については、競争性を持たせた見積合わせにて業者を決め、1社と委託契約を締結している。次に「燃せないごみ」と「新聞紙、ダンボールなどの古紙類およびペットボトル」については、町内を2区域に分け、それぞれ随意契約にて2社と、また本年度から新たに始めた「容器包装プラスチック」については競争性を持たせた見積合わせにて1社と委託契約を締結している。

処理による環境負荷の軽減に必要な施策であり、単独処理、広域処理に関わらず、実施すべきものと考えている。

そこで当町のほか、小田原市・真鶴町・湯河原町を含む1市3町で構成している「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」で検討しているごみ処理広域化においても、これまで以上に減量化・資源化施策を進め、焼却量を出来る限り少なくすることを目標としている。ごみ処理施設新設のための用地確保や維持管理費等の問題も広域で対応することにより軽減が図れるものと考えている。国や県においても、効率的等の長所があげられるごみ処理広域化について推進している。神奈川県が策定している県廃棄物処理計画においてもごみ処理広域化や近隣市町村が相互に協力するなど実現に向け努力することが謳われている。それらを踏まえ箱根町としてもごみ処理広域化を推進していきたいと考えている。

Q ・ごみ処理広域化の見直しについて

A ごみの減量化・資源化の推進は、循環型社会の構築やごみの適正

委員会の活動レポート

箱根町議会改革等調査特別委員会

○平成22年7月23日

6月定例会にて設置されました議会改革等調査特別委員会の第2回目の会議を行いました。

この特別委員会は議会の活性化や開かれた議会を目指し設置されたものであります。委員は全議員です。今回の会議では検討項目について活発な意見交換が行われました。

なお本特別委員会はさらに慎重な協議を行い、議論を深めていくこととしました。



箱根町議会改革等調査特別委員会